

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

項目・申請方法等検討部会（第1回）

議 事 要 旨

1 開催日時：令和6年5月8日（水）14:30～16:00

2 開催場所：WEB会議

3 議題

- ・入札参加資格審査申請に係る共通の申請項目・必要書類のたたき台について

4 議事概要

- ・事務局から資料1に沿って、入札参加資格審査申請に係る共通の申請項目・必要書類のたたき台の作成に当たっての考え方を説明。その後、資料2及び資料3により、申請項目・必要書類のたたき台について、構成員と意見交換を実施。

【意見交換】

- 現状、地方公共団体が設定していない申請項目等が、新たに共通の申請項目等として設定されると、新たに当該申請項目等の提出を求められることとなる地域の事業者からの当該団体に対する当該申請項目等についての問合せが増えることが予想される。地方公共団体及び地域の事業者双方の事務負担が増えるのではないかと。
- 「本社電話番号等」については、入札参加資格を停止した際に本社に連絡することや入札参加資格者名簿に記載し公開することに使用するため、提出を求めている。
- 「営業所ごとの担当区域」については、営業所に契約の締結権限を委任しているかどうかを確認するために提出を求めている。市町村にとっては、入札に参加することとなる者を把握する必要があるため、提出を求める必要があると考える。
- 「希望する資格の種類（営業品目）」について、
 - ・ 本団体においては、「営業種目」及びその細目の「取扱品目」から構成しているが、必ずしも全ての「取扱品目」を使用しているわけではなく、各「取扱品目」に登録されている事業者が少数である場合には、大枠の「営業種目」により入札をすることもある。国の資格の種類に合わせることも可能ではないかと。
 - ・ 各地方公共団体が現在設定している資格の種類を尊重しつつ、共通化の作業や事業者の申請事務の煩雑さを最小限にするためには、国とは別に地方公共団体共通の資格の種類を作成しつつ、団体ごとに異なる資格の種類を統合し、当該種類を最小限とすることが適当かと。

- 「製造・販売実績等」について、本団体においては、現状、直前の1期分のみ提出を求めているところ、2期分の提出を求めることとすると地方公共団体及び事業者双方の事務負担が増えるのではないかな。
- 「常勤職員の人数」の項目中、「障害者の人数」については、障害者を多数雇用する事業者に対して物品・役務を優先発注するに当たり、契約の相手方を選定するために必要であることから、提出を求めている。
「高齢者の人数」については、入札参加資格審査時に提出を求める必要性が必ずしも明らかでないが、共同受付をする団体の中で審査に用いている団体があるかもしれない。
- 「暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことの誓約」について、本団体においては、たたき台に掲げられている項目のほかに、(誓約が虚偽であった場合などに)入札参加資格審査申請が不認定とされることや、排除措置を受けた場合に当該事業者の住所や名称、不認定となった事実や理由がホームページに公表されることへの同意を求める項目を設けている。
- 暴力団排除に係る警察への照会が負担となっており、共通化するのであれば、国で取りまとめて行う等してほしい。
- 「営業の許可・認可・登録等の証明書等」については、指名競争入札を行う際の事業者選定時に、必要な許可等を有しているかどうかを確認するために使用しているところであり、あらかじめ入札参加資格審査申請時に提出を求める必要がある。
- 「ISOの認証取得状況」、「エコアクション21認証取得状況」等については、
 - ・ 事業者の参考情報として求めているものであって、入札参加資格の要件として絶対に必要というものではないのではないかな。
 - ・ 事業者の格付け等を行うために提出を求めているものである。
- 「技術者資格」については、入札参加資格審査申請時に提出を求めている理由が明らかでなく、審査では使用していない。
- 「代理店・特約店登録」については、指名競争入札を行う際の事業者選定時に参考としている。
- 「社会保険料等加入状況」については、本団体の契約条例に基づき、社会保険等、労働環境が適当である事業者と契約を締結する必要があるため、提出を求めている。
- 「育児休業制度の有無」、「高年齢者就業確保措置の有無」については、事業者の参考情報として求めており、入札参加資格審査申請時に必ず必要というものではない。